

職業安定分科会（第 180 回）	資料 2 - 1
令和 4 年 5 月 27 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

厚生労働省発職 0527 第2号

令和4年5月27日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 特定求職者雇用開発助成金制度の改正

当分の間、特定就職困難者コースについて、対象となる事業主に、ウクライナにおける紛争によって日本に避難することを余儀なくされたウクライナの住民その他の者であつて、安定した職業に就くことが著しく困難である者として職業安定局長が定める求職者（六十五歳未満の者に限る。）を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主を追加すること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。